

栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 令和5（2023）年6月14日（水） 午後2時から
- 2 開催場所 栃木県庁舎北別館会議室201
- 3 出席委員 委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員4名)
- 4 審議対象期間 令和4（2022）年10月1日から令和5（2023）年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,233件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の適用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 審議案件の選定理由について
横須賀委員から審議案件事案を選定した理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事」について
 - ・工事箇所 栃木市万町外
 - ・県土整備部栃木土木事務所発注（一般競争入札）
- 2 「栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化）」について
 - ・工事箇所 茨城県鉾田市玉田
 - ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 3 「電線共同溝工事 那須黒羽茂木線その1（快安道補）」について
 - ・工事箇所 主要地方道 那須黒羽茂木線 茂木町茂木
 - ・県土整備部真岡土木事務所発注（指名競争入札）
- 4 「令和4年度予防治山事業 法枠工外工事」について
 - ・工事箇所 さくら市喜連川字大久保 野辺山
 - ・環境森林部矢板森林管理事務所発注（指名競争入札）
- 5 「令4県営水利施設西前原2第2工区ポンプ改修工事」について
 - ・工事箇所 栃木市藤岡町西前原地内
 - ・農政部下都賀農業振興事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

Q 技術提案書の評価をどのように実施しているのですか。

A あらかじめ決定した評価者が、標準案以上の提案、標準案の提案、不採用の3段階で判断し、評価を行っています。評価項目については、「シールド工の施工に係る提案」、「発進立坑の施工に係る提案」の2項目です。

- ・標準案以上は、積算基準より優れた提案。例えば、特別な安全管理体制を実施するなど。
- ・標準案は、積算基準どおりの提案。
- ・不採用は、実施を認めないもの。今回は該当なし。

- Q 評価の方法は、基準等で定められていますか。
A 基準は特にありません。過去の事例等を参考にしています。
Q 調査基準価格を下回った業者に対して実施した施工体制確認審査について、調査辞退（対応しない）とのことですが、原因はわかりますか。
A 辞退理由は把握していません。

【審議案件 2 について】

- Q 競争に参加してきた者が 3 者ですが、どう評価していますか。
A 一般的な参加者数であり、適正であると評価しています。
Q 一般競争入札結果報告書における「無効」とは何ですか。
A 予定価格を超過したため「無効」となっています。
Q 競争に参加してきた者が 3 者であり、その内 2 者が無効となったことで、総合評価の機能が働かなかったということですか。
A 総合評価落札方式に関する評価調書のとおり、評価しています。
Q 予定価格の超過額は、妥当なものだったのですか。
A 全体額に対する割合としては、差額は小さく、適正であると考えています。
Q 分割（分離）発注に係る入札条件として、入札順位 2～5 を設定したのはなぜですか。
A 開札日が同日であるため、条件を設定しています。
また、入札順位 2～5 は、本件とは工種が異なりますが、多数の工種の参加資格を持っている事業者がいる可能性があるため、条件を設定しています。
Q 施工計画の評価方法は、どのように行ったのですか。
A 複数名で評価しています。

【審議案件 3 について】

- Q この工事の（最終）目的は、電線を無くすことですか。
A そのとおりです。電線を地中に入れ、電柱を無くすものであり、その一連の工事の一部です。
Q 補正予算により指名競争入札としましたが一般競争入札で行わなかった理由は何ですか。
A 早期に落札者を決定し、事業を進めたかったからです。
Q 発注ランク 2 であると、標準指名数 1 2 者でプラス 2 者の 1 4 者まで指名者数を増やすことができる規定となっています。説明ではその 2 工事との分離分割発注としたことから、さらにプラス 1 者で 1 5 者を指名者数としていますが、栃木県ではそのような運用をしているのですか。
A 分離分割発注の場合は、先に入札した者が次の落札者になれないことから、順に入札者が減ることになります。そのため、分離分割発注では、最後の入札での入札者が標準指名者数（± 2 者）になる運用をしています。

【審議案件 4 について】

- Q 指名選定チェックリストで、1 次選定（地理的要因）による 1 5 者から、2 次選定で 3 者を除外した理由は何ですか。
A 当該工事は危険性の高い工事であることから、安全性確保のため同種施工の実績を優先し、実績額を指標として選定を行いました。
Q 実績の有無の確認はどのように行っているのですか。
A 工事実績を登録するコリンズシステムで抽出を行い、同種工事として法枠工事及びモルタル・コンクリート吹付工、植生吹付工を選出し、実績を確認しました。
Q 実績額はどの程度を計上範囲としているのですか。
A 直近 3 年分の施工実績額としました。
Q 入札結果報告書において、予定価格（40,031,000 円）は事前公表されていますが、4 千万円以上の入札が半数以上となっています。工事自体が困難であるため落札の意思がなかったのか、この金額でないと施工はできないとしたのか、どちらであると考えていますか。
A 50 度以上の急斜面での危険な作業であることに加え、その大半が人力による施工となるため、この額でないと受注できないからだと考えています。

【審議案件 5 について】

- Q 付着した異物は何だったのですか。

- A 農業用の畑のビニールシートが台風により流され、羽に付着してしまいました。
- Q 異物が付着することはある程度の確率であるのですか、イレギュラーでしたか。
- A イレギュラーで、前例のない事例でした。再発防止のため、羽車が回る時に異物を粉碎できるよう、今回の工事で対策を講じました。
- Q 随意契約でないと発注できない特殊なポンプなのですか。
- A 独自の仕様で作っているので、その知識や技術を保有している製作者者に整備を依頼することが最適と考えました。
- Q 今後もこのようなポンプを設置する場合は、同じ業者になるのですか。
- A 新たに発注する場合は、業者は問いません。今回は改修工事だったため、製作した業者との随意契約で行いました。